

新庄市市営バスの運行における今後の課題について

1. 市営バス（芦沢線）の乗客数の変化について

運行日		平成29年度				運行日		平成30年度			
		小人	障がい者	大人	計			小人	障がい者	大人	計
4月	20	0	10	77	87	4月	20	0	11	42	53
5月	20	0	11	79	90	5月	21	0	7	47	54
6月	22	1	8	69	78	6月	22	0	4	55	59
7月	20	0	3	48	51	7月	20	0	12	50	62
8月	22	0	16	76	92	8月	22	0	6	49	55
9月	20	0	14	65	79	9月	18	0	11	41	52
10月	21	0	17	61	78	10月	22	0	6	59	65
11月	20	0	15	100	115	11月	21	0	11	35	46
12月	20	0	12	73	85	12月	19	0	11	38	49
1月	19	0	13	52	65	1月	19	0	11	47	58
2月	19	0	10	62	72	2月	19	0	8	24	32
3月	21	0	8	52	60	3月	20	0	7	28	35
合計	244	1	137	814	952	合計	243	0	105	515	620

平成30年度の乗客数は、平成29年度比で332人減少。(△34.8%)

理由としては、以下が考えられる。

①市営バス利用者の減少

- ・一本杉から乗車する常連客の減少 (H29 : 177人 H30 : 13人)

②大蔵村営バス利用者の増加

- ・芦沢線最上学園前～新庄駅までの重複
- ・村営バスは利用料金が安く、便数が多い

《今後の対応》

平成31年4月より、市営バスの利用料金を一律200円で実施している事に加えて、フリー乗降区間の周知を広報や出前講座等を通じて行っていく。

また、バス利用時の不安感の解消と利用機会の増加を図るため、市営バスに特化した持ち歩きしやすい小さいサイズの時刻表を作成する。

2. 市営バス（土内線・芦沢線）車輛の更新について

年 度	緊急修繕	3カ月点検	12カ月点検	合計
平成27年度	120,808	63,968	224,446	409,222
平成28年度	552,776	105,095	179,809	837,680
平成29年度	721,279	118,174	238,594	1,078,047
平成30年度	381,056	94,964	241,207	717,227
合計	1,775,919	382,201	884,056	3,042,176

バスの年式：平成22年3月

走行距離数：319,726km (平成30年4月30日現在)

緊急修繕に要する費用が増加傾向にある。

《今後の対応》

バス車両（低床バス含む）の購入を検討する。（現在のバスも利用し二台運行にする案も含めて検討する）

3. まちなか循環線における利用状況増加に向けた検討について

運行日		平成30年度及び平成31年度				
		北部右回り	北部左回り	南部右回り	南部左回り	計
11月	21	73	54	102	35	264
1便あたり人数		1.74	1.29	2.43	0.83	
12月	19	76	85	95	61	317
1便あたり人数		2	2.24	2.5	1.61	
1月	19	83	63	95	50	291
1便あたり人数		2.18	1.66	2.5	1.32	
2月	19	83	61	90	54	288
1便あたり人数		2.18	1.61	2.37	1.42	
3月	20	57	77	89	67	290
1便あたり人数		1.43	1.93	2.23	1.68	
4月	21	43	73	100	90	306
1便あたり人数		1.02	1.74	2.38	2.14	
合計	119	415	413	571	357	1,756
1便あたり人数		1.76	1.75	2.4	1.5	

1便あたりの人数が、地域内フィーダー系統補助条件(※)の『1便あたり2人以上』であることという条件から外れる便がある。

《今後の対応》

現在、①北部右回り⇒②南部右回り⇒③北部左回り⇒④南部左回りというサイクルを一日2回繰り返している状況にあるが、1便あたりの人数を確保するために、便数を統合し運行するという検討していく。

(例) ①北部右回り・南部右回り⇒②北部左回り・南部左回りというサイクルを一日2回繰り返す。

(※)

地域内フィーダー系統補助の概要

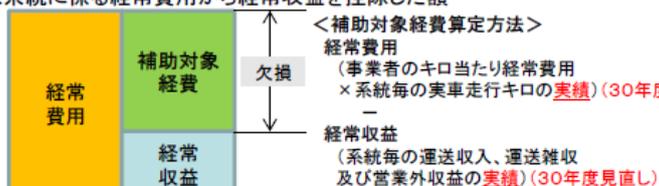


地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会

- 補助対象経費
補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



- 補助率
1/2
- 主な補助要件
 - ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
 - ・乗車人員が2人/1回以上(30年度見直し)であること
(定時定路線型の場合に限る。)
 - ・経常収益が経常費用に達していないこと